

令和7年度被災宅地危険度判定士養成講習会のお知らせ

(群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱第6条第2号に基づく講習会)

群馬県被災土地建物判定対策推進協議会会長

(群馬県県土整備部建築課長 茂木 好文)

能登半島地震をはじめ、熊本地震、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など日本各地で相次いで発生する大きな地震に対し、あらゆる対策が求められているところですが、地震や水害により被災した土地についてその安全性を判定し、二次災害防止等を目的として設けられている制度として被災宅地危険度判定制度があります。この制度では被災宅地危険度判定士が判定しますが、判定活動を行う上で必要となる知識や技術の修得を目的とした養成講習会を、下記のとおり実施することとなりましたので、制度をご理解の上、この機会に受講頂きますようご案内申し上げます。

なお、判定士の登録には一定の資格を有している者が本講習会を受講することが前提となっている為、本講習会受講申込みと群馬県被災宅地危険度判定士（群馬県知事登録）としての登録申請を兼ねてることを申し添えいたします。

記

①講習会実施日時 令和8年2月20日（金）13：30～16：00

②講習会会場 群馬県庁舎2階281-A会議室（前橋市大手町1-1-1）

③講習会の科目等 裏面に記載した「講習会次第」のとおりです。

④受講料 無料

⑤定員 90名

⑥申込方法

- 群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱第5条及び第8条で定める『被災宅地危険度判定士登録（更新）申請書（様式第1号）（裏面含む）』に必要事項を記入及び必要書類等を添付の上、⑦申込先へ直接ご持参いただきか、郵送でお送りください。

・申込み締め切り日：令和8年1月30日（金）必着

・定員超過等の理由から受講頂くことが出来なくなる場合もありますのでご了承願います。（受講頂けない場合には、事務局より電話連絡等をさせて頂きます。）

※会場の都合上、受講人数が限られる場合があるため、確実に受講いただける方のみ、申込みください。

⑦申込先 群馬県被災土地建物判定対策推進協議会事務局

群馬県県土整備部建築課開発係 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1-1

TEL:027-226-3704 FAX:027-221-4171 E-mail：takezawa-h@pref.gunma.lg.jp

⑧その他

- 群馬県被災宅地危険度判定士の登録申請手続きについては、群馬県県土整備部建築課からの群馬県ホームページ「群馬県被災宅地危険度判定士の募集について」よりご確認ください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/179737.html>

- 群馬県被災宅地危険度判定制度の概要は、群馬県のホームページよりご確認ください

<https://www.pref.gunma.jp/page/11755.html>

- 当該講習会は、受講後に判定士として登録頂ける方を対象とするものです。受講申込み等にあたっては、登録資格要件があるか事前にご確認ください。

- 判定士として登録を頂く際には、『群馬県被災宅地危険度判定士連絡体制』をご了解頂くこととなりますのでご留意ください。

- お車で会場にお越しの際は、なるべく乗り合わせをお願いします。（駐車可能台数が限られています。）

- 駐車場は県庁の県民駐車場を利用して下さい。また、講習会会場で駐車券の処理を行いますので、駐車券をお持ちください。

- 群馬県被災建築物応急危険度判定制度とは異なりますので、ご留意ください。

令和7年度被災宅地危険度判定士養成講習会次第

日 時：令和8年2月20日（金）13:30～16:00

会 場：群馬県庁舎28階 281-A会議室

（前橋市大手町1-1-1）

科 目	時 間 割	講 師 等
受付	13:10～13:30	
開講あいさつ	13:30～13:40	群馬県被災宅地建物判定対策推進協議会会長
被災宅地危険度判定について	13:40～14:00	群馬県被災宅地建物判定対策推進協議会 被災宅地危険度判定部会員
被災宅地危険度判定の技術について	14:00～14:50	公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会会員
休憩	14:50～15:00	
(仮)過去の大規模地震における判定活動について	15:00～15:40	公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会会員
群馬県被災宅地危険度判定士登録手続等について	15:40～16:00	群馬県被災宅地建物判定対策推進協議会事務局

※ 受講席は、受付番号順に指定席となる予定です。

※ 講習科目・内容等につきましては一部変更となる場合もあります。

※ 受講中及び休憩中等の会話はお控えください。

※ 発熱や風邪の症状がある場合には受講をお控えください。